

別海町

農業者年金協議会だより

第5号 令和4年2月発行

発行：別海町農業者年金協議会
事務局：〒086-0205 別海町別海常盤町280番地
別海町農業委員会事務局内
TEL 0153-75-2111

令和3年12月末日の加入状況のお知らせ

地区名	男性	女性	計(前年比)
別海地区	4	6	10(±0)
西春別地区	2	4	6(+2)
上春別地区(計根別地区)	1	1	2(+2)
中春別地区	2	2	4(±0)
合計	9	13	22(+4)

令和3年4月から令和3年12月末日までの農業者年金新規加入者について、加入状況をお知らせします。町全体を合わせると22名となっており、前年度同時期に比べ、4名の増となっています。そのうち39歳以下の若い世代の加入は68%を占めています。引き続き、感染症対策を徹底しながら加入推進活動が続けていきます。

令和3年度活動報告

本年度の別海町農業者年金協議会の活動は、感染拡大防止のため、昨年度と同様に研修会などは実施せず、総会についても書面決議となりました。その他の加入推進活動については、感染防止対策を講じながら行いました。昨年度、加入へ多く繋がったダイレクトメールを今年度も農業者年金に未加入である方(340名)に送付し、返信をいただいた方には加

入の手続きや戸別訪問を行っています。また、広報別海へ加入推進記事の掲載を行うなど活動の幅を広げています。農業委員、各農協の推進活動のおかげもあり、令和2年度の農業者年金加入者数3部門すべてで全国1位という結果をいただくことができました。次年度も多くの方に農業者年金を知っていただけるよう努力していきます。

～農業者年金を受給している皆様へ～

「現況届」は毎年必ず提出しましょう

■「現況届」は、農業者年金受給者の方に毎年提出をお願いしています。

5月末までに農業者年金基金から郵送されますので、氏名等必要事項を記入し、期日までに農業委員会事務局へ提出してください。(役場支所・連絡事務所への提出でも可)

■「現況届」の提出がされない場合、年金の支給が停止になりますので、ご注意ください。

お引越しの際は住所変更の手続きを忘れずに

■転居、転出などで住所が変わった際は、農業者年金の住所変更の手続きが必要になります。

住所が変わった際は、速やかに最寄りのJAの窓口にて手続きを行ってください。

■住所変更の手続きがされない場合、各種通知等が届かないばかりか、将来の年金裁定手続き等にも支障をきたす場合があります。

農業者年金制度の改正のお知らせ

令和4年1月から

① 若い農業者が加入しやすいよう、保険料が引き下げられます

(35歳未満の方は、月額1万円から加入できます)

35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、1万円から(上限6万7千円)でも通常加入できるようになります。(保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます。)

【保険料引き下げの対象者】

次の①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

【35歳未満の方の通常加入の保険料】



令和4年4月から

② 農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります

(年金の受給開始時期を、ご自身で選択できます) ※昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象

年金の受給要件を満たした方は、年金の受給開始時期をご自身で選択することができます。

【年金の受給開始時期】

- ・ 農業者老齢年金：65歳～75歳
- ・ 特例付加年金：65歳以上（年齢上限なし）

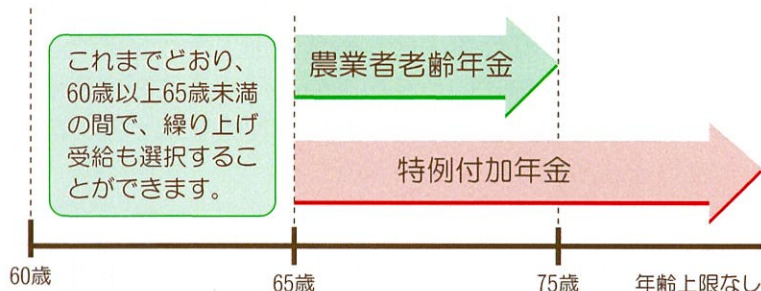
【年金の受給要件】

【農業者老齢年金】

- ・ 65歳以上であること

【特例付加年金】

- ・ 60歳に達した日の前日において20年以上の保険料納付済期間等を有していること。
- ・ 農業を営む者でないこと（経営継承を完了していること）



令和4年5月から

③ 農業者年金の加入可能年齢が引き上げられます

(60歳以上65歳未満の方も加入できます)

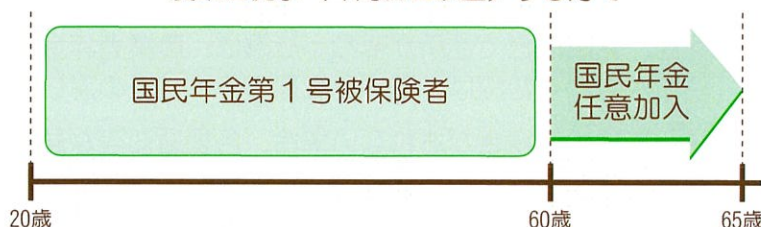
現在、農業者年金に加入できるのは農業に従事（年間60日以上）する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者ですが、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も農業者年金に加入できるようになります。

【国民年金の任意加入者とは】

国民年金の保険料納付済期間が480月(40年)に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方をいいます

【農業者年金の加入要件】

農業に従事（年間60日以上）する方で



農業者年金に加入しませんか？

農業者年金で安心で豊かな老後を！

農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

国民年金第1号
被保険者

※国民年金保険料納付免除者を除く

年間60日以上
農業に従事

60歳未満

農地を持っていない農業者、配偶者や後継者等の家族従事者も加入できます

農業者年金のおすすめポイント

- 保険料は自分で設定できます。2万円から6万7千円までの間で、千円単位で自由に設定でき、また、いつでも変更することができます。
- 税制面で大きな優遇措置があります。支払った保険料は家族の分も含めて、全額が社会保険料控除の対象となり、節税になります。
- 終身年金です。80歳前にお亡くなりになった場合には、死亡一時金が受け取れます。
- 一定の条件を満たした意欲のある担い手には、保険料の国庫補助を受けることができます。

農業者年金

Q & A

Q 脱退した場合、保険料はどうなるの？

A 脱退一時金はありません。それまでに積み立てた保険料は、将来、年金として受け取ることができます。

Q 受給者が亡くなりました。何か手続きはありますか？

A 未支給年金や死亡一時金を請求しますので、最寄りのJA窓口で手続きしてください。

Q 保険料額を変更するにはどうしたらいいの？

A 保険料額を変更したい場合は、JAの窓口で変更手続きができます。2万円から6万7千円の範囲で千円単位で、希望する金額に自由に変更することができます。

Q 保険料の支払い方法は？

A 申込みの時に指定された口座から毎月23日（休日の場合は翌営業日）に自動振替となります。保険料のお支払いは、毎月納付する方法と、翌年1年分の保険料を前納する方法があります。

農業者年金について興味がある、もう少し詳しい話が聞きたい、または、加入の手続きをしたい、という方は下記に必要事項を記入の上、別海町農業委員会までFAXをしてください。

農業者年金ご連絡FAX用紙

お 名 前	
電話番号	

希望される該当番号に○を付けてください。

1 加入したいので、手続きがしたい。

農協の農業者年金担当から後ほどご案内があります。
加入手続きにはJA口座と印鑑が必要です。このご連絡のみでは、加入手続きは完了されません。



2 農業者年金制度の説明を受けたい。

農業委員会職員がご自宅まで説明に伺います。FAX受付後、日程調整のため農業委員会よりご連絡いたします。なお、新型コロナウイルスの発生状況により、説明方法を相談させていただくことがございますので、予めご了承ください。



FAX番号 0153-79-6045

別海町農業委員会 総務担当 行



**老後の備えは
国民年金 + 農業者年金**